

ヘイトスピーチ解消に向けた大阪府の取組み

大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例 (大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例)

令和元（2019）年10月30日公布、11月1日施行

条例のめざすもの

ヘイトスピーチを許さないという府の決意を府民に見える形で示すことにより、府民一人ひとりが共に社会の一員として解決すべき課題であるとの共通認識の下、ヘイトスピーチを解消していく機運を醸成する。

条例のポイント

1 不当な差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）の定義

【不当な差別的言動の対象】

人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団（以下「特定人等」という。）

【不当な差別的言動の目的、内容又は態様並びに場所又は手法】

憎悪若しくは差別の意識又は暴力をあおる目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は特定人等を著しく侮蔑するなど、特定人等であることを理由として特定人等を社会から排除することを煽動する不当な差別的言動

2 各主体の責務の規定

- ・府の責務：人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する施策に取り組む
- ・府民・事業者の責務：人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深め、府が実施する施策に協力するよう努める

3 不当な差別的言動の禁止

人種又は民族を理由とする不当な差別的言動を禁止

ヘイトスピーチ解消に向けた取組み

- ・大阪府人権白書「ゆまにてなにわ」において、外国人の人権のことやヘイトスピーチについて記載
- ・条例についての理解を深めるため、条例に関する逐条解説及びFAQを作成し、ホームページに掲載
- ・令和3（2021）年度から11月を条例啓発推進月間と定め、集中的な取組みを実施

《テーマ》
ヘイトスピーチゆるさへん！

《主な取組み》

(1) 広報紙、啓発ポスター等を活用した周知啓発

- ア 広報紙への啓発記事の掲載
(府政だより11月号、府内市町村広報紙等)
- イ 啓発ポスターの掲示
- ウ 啓発リーフレットの配布
- エ 啓発グッズの配布
- オ デジタルサイネージでの啓発映像の放映
【場所】 阪急梅田グランドビジョン
阪急梅田エントランスビジョン
大阪モノレール各駅
- カ 府ホームページでの周知啓発

(2) ヘイトスピーチ集中相談月間

大阪府人権相談窓口における「ヘイトスピーチ集中相談月間」の取組み（5月、11月）

【啓発ポスター】



【啓発リーフレット】



【デジタルサイネージ】



ヘイトスピーチに関する人権相談等

【人権相談窓口における相談件数の推移】

「大阪府人権相談窓口」において、ヘイトスピーチを含む様々な人権に関する相談に対応

	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
相談実件数	637	604	627	643	674	373
うちヘイトスピーチ	1	2	3	7	0	3

※R3（2021）年度は、9月末までの実績

【市町村からの情報提供件数】

ヘイトスピーチが疑われる事象が発生した場合、市町村から府人権局に情報提供

	落書き	貼り紙	インターネット	不適切発言	計
令和元（2019）年度	10	6	0	1	17
令和2（2020）年度	3	3	0	0	6

※R3（2021）年度は、12月末まで情報提供なし

人権問題に関する府民意識調査（R2(2020)）結果

■人権問題の認知の状況（「知っている」と答えた人の割合）

- ・ヘイトスピーチ 78.8%（前回 58.0%） ※前は、H27(2015)
- ・日本に居住している外国人の人権問題 78.2%（前回 53.2%）
(参考) 子どもの人権問題 94.3%、高齢者の人権問題 92.0%、女性の人権問題 90.9%、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント 90.9%など

■個別・具体の行為に対する基本的な意識の状況（「問題があると思う」と答えた人の割合）

- ・街頭などで、特定の国の出身の人々について、「日本から出て行け」と言う 93.6%
- ・同じマンションに住む外国人とは生活文化が異なるので、付き合わないようにする 64.0%
(参考) ・HIV陽性者やハンセン病回復者とは一緒に食事や入浴をしない 59.3%
・公園でホームレスが近づいてきたので、足早に立ち去る 37.3%など

■日本に居住している外国人の人権問題に関する考え（「あると思う」と答えた人の割合）

- ・就職や仕事の内容・待遇などにおいて不利な条件に置かれていること 71.8%
- ・賃貸住宅などの申し込みや入居において不利な扱いを受けること 64.1%
- ・特定の人種や民族の人々を排斥する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）があること 68.3%など

■人権をめぐる法律や条例の認知の状況（「知っている」と答えた人の割合）

- ・ヘイトスピーチ解消法 51.3%
- ・大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例 33.9%

まとめ

ヘイトスピーチや日本に居住している外国人の人権問題に関する認知度については、前回調査と比べると上がっており、また、ヘイトスピーチと考えられる行為に対して問題があると思う人の割合も高くなっていることなどから、一定、外国人の人権問題に関する府民意識は高まってきていると考えられる。

一方で、大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例の認知度については、高くない状況である。

↓

引き続き、ヘイトスピーチをはじめとする外国人の人権問題について教育・啓発に取り組むとともに、本条例の一層の周知に取り組む必要がある。